

事 務 連 絡

令和2年10月26日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て本部  
参事官（子ども・子育て支援担当）付  
内閣府子ども・子育て本部  
参事官（認定こども園担当）付  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課

転出入時における事務手続の円滑化に向けた  
住民基本台帳担当部局との連携の強化について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

昨年10月に施行された幼児教育・保育の無償化において、「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」の受給に当たっては、無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者が、その居住する市町村に申請を行い、認定を受けることが必要ですが、一部で市町村事務に支障が生じている事例も承知しています。

その一つとして、施設等利用給付認定保護者が転出し、他の市町村へ転入した際、転入した日から数日後に施設等利用給付認定を行った場合、転出元市町村の施設等利用給付認定を取り消した日によっては、転入先市町村での認定起算日までの間、施設等利用給付認定期間の空白が生じてしまうという事例があります。これは、施設等利用給付認定の効力が、同認定を転入先市町村に申請した日以降にのみ発生することによるものです。

つきましては、転出入時に無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者が円滑に教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の手続を行うことができるよう、既にお取り組みいただいている市町村もあろうかと存じますが、同保護

者の転出入時には、幼児教育・保育の無償化に関する手続を含め、幼稚園・保育所・認定こども園等に関する手続が必要になることから、住民基本台帳担当部局との連携を強化の上、例えば、以下のような取組を通じて、手続にご配慮いただくようお願いいたします。

転出元市町村においては、転出届を提出する住民のうち、無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者に対しては、転入後、速やかに転入先市町村において教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等が必要であることを周知すること。

転入先市町村においては、転入者に対して、住民基本台帳担当部局が転入時に必要な手続のお知らせ等を配布している場合、当該資料（書類）の中に教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等に関する内容を追加してもらうことなどにより周知すること。

また、各都道府県におかれましては、大変お手数ですが、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、上述のことについて周知を図るとともに、内容を御了知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡については、総務省自治行政局住民制度課と協議済であることを申し添えます。

担当 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付 TEL：03-5253-2111(代表) 内線 38374・38368
---